水産関係公共事業の事業評価実施要領

制　　定　平成 11 年８月 13 日付け 11 水港第 3362 号
水産庁長官通知
最終改正　令和７年３月 31 日付け６水港第 2279 号

第１　目的

水産関係公共事業において、事業採択前から事業完了後に至るまでの、個々の事業についてその効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上を図る観点から、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成１３年法律第８６号、以下「法」という。）に基づき農林水産大臣が決定した「農林水産省政策評価基本計画」（以下「基本計画」という。）及び「農林水産省政策評価実施計画」（以下「実施計画」という。）に基づき、個々の事業ごとに、事前、期中、完了後に評価・検証を実施する。

第２　対象とする事業の範囲

評価の対象とする事業は、別表に掲げる事業（施設の点検・診断、維持・管理に係る事業及び災害復旧に係る事業を除く。以下同じ。）とする。

第３　事業評価の実施単位

事業評価は、事業の実施地区（事前評価にあっては、実施予定地区）ごとに行うものとする。ただし、当該事業が他の事業と一体的効果又は相乗効果を発揮する場合で、それぞれの効果を分離することが妥当性を欠くと認められる場合は、それら効果等について当該他の事業と一体的に評価するものとする。

第４　事業評価の実施主体

事業評価の実施主体は、水産庁とする。

第５　事業評価の区分及び体系

事業評価は、次に掲げる事前評価、期中の評価及び完了後の評価からなるものとし、その体系は、別紙１のとおりとする。

１　事前評価

事業採択の適正な実施に資する観点から、事業の採択前の段階において、費用対効果分析その他の手法により行う。

２　期中の評価

事業継続等の方針の決定に資する観点から、事業採択後一定期間経過した事業を対象に、社会経済情勢の変化等を踏まえて行う。

３　完了後の評価

対象事業について必要な措置を講ずるとともに、事業のあり方の検討等を行う観点から、事業完了後一定の期間が経過した事業を対象に、効果の発現状況、事業の実施による環境の変化、社会経済情勢の変化等について行う。

第６　事前評価

水産庁は、国の補助金の交付を受けて事業を実施する都道府県等事業実施主体（以下「事業主体」という。以下同じ）の協力の下、別紙２のチェックリストに基づき事前評価を行うものとする。

１　評価の対象

事前評価の対象は、総事業費１０億円以上の事業実施予定地区とする。ただし、総事業費１０億円未満の事業実施予定地区についても、事業採択の適正な実施に資する観点から必要な措置を講じるものとする。

２　評価の実施時期

事前評価は、原則として当該事業に着手しようとする年度の前年度までに行うものとする。

３　国が行う水産基盤整備事業における事前評価の実施体制

水産庁は、国が行う水産基盤整備事業（以下「直轄事業」という。）のうち北海道開発局が実施する事業について事前評価を行うときは、北海道開発局に協力を求めることができるものとする。

第７　期中の評価

水産庁は、期中の評価において、事業主体の協力の下、事前評価の際に評価した内容及び別紙３の評価項目について点検し、総合的かつ客観的に評価を行うものとする。

なお、原則として、期中の評価を実施する全事業について、費用対効果分析を実施するものとする。

１　期中の評価の対象及び実施時期

期中の評価は、以下の時期に実施する。ただし、評価実施年度に事業が完了する地区については、評価を行わないものとする。

（１）事業採択から未着手のまま５年を経過した時点。

（２）事業採択から未了のまま１０年を経過した時点。

（３）事業採択から未了のまま１０年を越えて継続する場合、直近に期中の評価を実施した年度から起算して５年ごと。

（４）その他、漁業情勢の急激な変化等により見直しの必要性が生じた場合には、適宜、期中の評価を実施するものとし、その後継続する場合は（３）の時期に期中の評価を実施するものとする。

なお、「見直しの必要性が生じた場合」とは、以下の場合とする。

ア　計画策定時に基礎とした漁業情勢、漁港施設の利用状況、漁業集落の概況と生活環境施設の現状等の指標について、以下のような著しい変化が見られる場合

（ア）地震や台風等の災害等予期せぬ事態が発生した等、全面的な計画の見直しが必要となった場合

（イ）計画の途中で、漁業情勢の大きな変化等により、その漁港の整備の必要性及び有効性に問題が生じ、全面的な計画の見直しが必要となった場合

（ウ）事業の是非を問う住民投票の実施、周辺環境に対する新たな影響の懸念が生じた等、現計画のままでの事業実施に問題が生じ、全面的な計画の見直しが必要となった場合

イ　予期しなかった設計条件等の変化により、現計画の全体事業費が著しく増減する場合

ウ　その他、水産庁が当該事業について、期中の評価を実施するべきと認める場合

2　評価の結果を受けての実施方針の決定

期中の評価では、評価項目の点検等を踏まえて、以下に掲げる方針を決定する。

（1）事業の継続

現計画の整備が適切であると認められる場合

（2）計画の変更

現計画の施設規模等が適切でないと認められる場合

（3）休止

当分の間、情勢の推移を見守る必要がある場合

（4）中止

事業の必要性が消滅した場合

3　直轄事業における期中の評価

（1）水産庁長官（北海道開発局が事業を実施する場合は北海道開発局長）は、直轄事業について、当該事業実施の妥当性の検討を行うため、専門的知見を有する第三者（国又は関係地方公共団体に属する者以外をいう。）から構成される委員会（以下「第三者委員会」という。）を設置するものとする。

（2）北海道開発局長は、第三者委員会の意見を踏まえ、当該事業の実施方針案を作成し、水産庁長官に報告するものとする。

第8　完了後の評価

水産庁は、完了後の評価において、事業主体の協力が得られる範囲内で、事前評価や期中の評価の内容、事業の実施過程等を踏まえ、以下の項目に関する効果等を把握し、さらなる施設の利用・保全の促進を図るものとする。

なお、原則として、完了後の評価を実施する全事業について、費用対効果分析を実施するものとする。

また、費用対効果分析の主な便益算定項目の整備後の状況等についても、統計資料やアンケート調査等を通じて定量的・定性的に把握することに努めるものとする。

①費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化

②事業効果の発現状況

③事業により整備された施設の管理状況

④事業実施による環境の変化

⑤社会経済情勢の変化

⑥今後の課題等

1　完了後の評価の対象及び実施期間

完了後の評価は、総事業費１０億円以上の事業実施地区について、事業完了後一定期間（おおむね５年）経過後、事業効果が発現する時期に行うものとする。

ただし、これ以外の時期においても、自然災害の発生、社会経済情勢の変化等があり、水産庁が必要と認めた場合には実施するものとする。

２　直轄事業における完了後の評価

（１）北海道開発局長は、直轄事業について、管理主体の協力を得て完了後の評価を実施するものとする。

（２）水産庁長官（北海道開発局が事業を実施する場合は北海道開発局長）は、直轄事業の完了地区において完了後の評価を行うため、第７の３の（１）に掲げる第三者委員会を設置するものとする。

（３）北海道開発局長は、第三者委員会の意見を踏まえ、完了後の評価案を作成し、水産庁長官に報告するものとする。

第９　事業評価結果等

１　事業評価結果の活用

水産庁は、今後さらなる事業の透明性及び客観性を確保するように、事業の実施過程や事前評価及び完了後の評価等の結果を有効に活用し、今後の事業のあり方や方向性の検討及び評価手法の考え方の改善等を今後とも進めていくものとする。また、事業評価の結果を評価対象となった個別の事業等に適切に反映させるため、その結果を事業主体又は北海道開発局へ通知する。

２　費用対効果算定手法の改善

水産庁は、現段階において貨幣化・定量化が困難な事業効果について、今後とも可能な限り貨幣化を行うとともに、貨幣化が困難な場合でも可能な限り定量化に向けた努力を行うものとする。

第１０　学識経験者等の知見の活用

評価の実施に関し、客観性を確保し、多様な意見の反映を図るとともに、評価手法の向上を図るため、学識経験者等の第三者の知見を活用するものとする。

第１１　結果の公表

水産庁は、別添様式により、事業評価内容及び評価結果等を、農林水産省としての評価結果決定手続を経た上で、以下に掲げる時点に公表するものとする。

１　事前評価

原則として事業を採択するときとする。

２　期中の評価及び完了後の評価

原則として、補助事業については３月末とし、直轄事業については８月末とする。

第１２　評価基礎資料等の収集における事業主体の積極的な協力

事業主体は、主体性をもって事業の効率的・効果的な実施を図る観点から、必要な情報の収集及び事業効果の把握に努めるものとする。

その際、事業により整備される施設の管理主体が事業主体と異なる場合には、事業主体は管理主体の協力を得るものとする。

なお、これら収集・把握した情報等について事業主体は、水産庁へ積極的に提供し、事業評価の的確な実施に協力するものとする。

（別表）

対象事業	
直轄特定漁港漁場整備事業	（国が行う特定漁港漁場整備事業のうち漁港及び漁場の整備等に関する法律第４条第１項第１号の補修に係る事業を除く。）
水産物供給基盤整備事業	水産流通基盤整備事業 漁港施設機能強化事業
水産資源環境整備事業	水産環境整備事業 水産生産基盤整備事業
漁村整備事業	
海岸保全施設整備事業	

附則（平成１１年８月１３日１１水港第３３６２号）
本要領は、平成１２年度に実施される事業から適用するものとする。

附則（平成１２年６月２０日１２水港第２２７８号）
この規定は、平成１２年度に実施する事業評価から適用する。

附則（平成１３年５月２５日１３水港第７８９号）
この規定は、平成１３年度に実施する事業評価から適用する。

附則（平成１４年３月１８日１３水港第３９２３号）
この規定は、平成１４年度に実施する事業を対象とした評価から適用する。

附則（平成１５年３月２６日１４水港第３２７２号）
この規定は、平成１４年度に実施する事業評価から適用する。
なお、「水産関係公共事業の再評価実施要領（平成１０年３月２７日１０水港８０８号）」及び、「水産関係公共事業の再評価実施要領及び事業評価実施要領の運用について（平成１３年５月２５日１３水港７８７号）」は、廃止する。

附則（平成１７年３月３１日１６水港第３３９１号）
この規定は、平成１７年度に実施する事業を対象とした評価から適用する。

附則（平成１８年５月１日１８水港第１０４号）
この要領は、平成１８年度に実施する事業評価から適用する。

附則（平成１９年１０月１日１９水港第１７１３号）
この規定は、平成２０年３月に実施する事業評価から適用する。

附則（平成２０年３月３１日１９水港第２９３７号）
この規定は、平成２０年度に実施する事業評価から適用する。

附則（平成２２年１０月１２日２２水港第１４０４号）
この規定は、平成２２年度に実施する事業評価から適用する。
ただし、第７の３の（１）の北海道開発局が実施する事業のうち、平成２２年度に期中の評価を行うものについては、北海道開発局長を水産庁長官と読み替えることができる。

附則（平成２６年５月１日２６水港第６６１号）
この規定は、平成２６年度に実施する事業評価から適用する。

附則（平成２９年３月３１日２８水港第３３４５号）
この規定は、平成２９年度に実施する事業評価から適用する。

附則（平成３０年３月３０日２９水港第２７２８号）
　この通知による改正後の規定は、平成３０年度に実施する事業評価から適用する。

附則（令和３年４月１日付け２水港第２３７７号）
　この規定は、令和３年度に実施する事業評価から適用する。

附則（令和６年４月１日付け５水港第２２３２号）
　この規定は、令和６年度に実施する事業評価から適用する。

附則（令和７年３月３１日付け６水港第２２７９号）
　この規定は、令和７年度に実施する事業評価から適用する。

（別紙１）

水産関係公共事業事業評価体系図

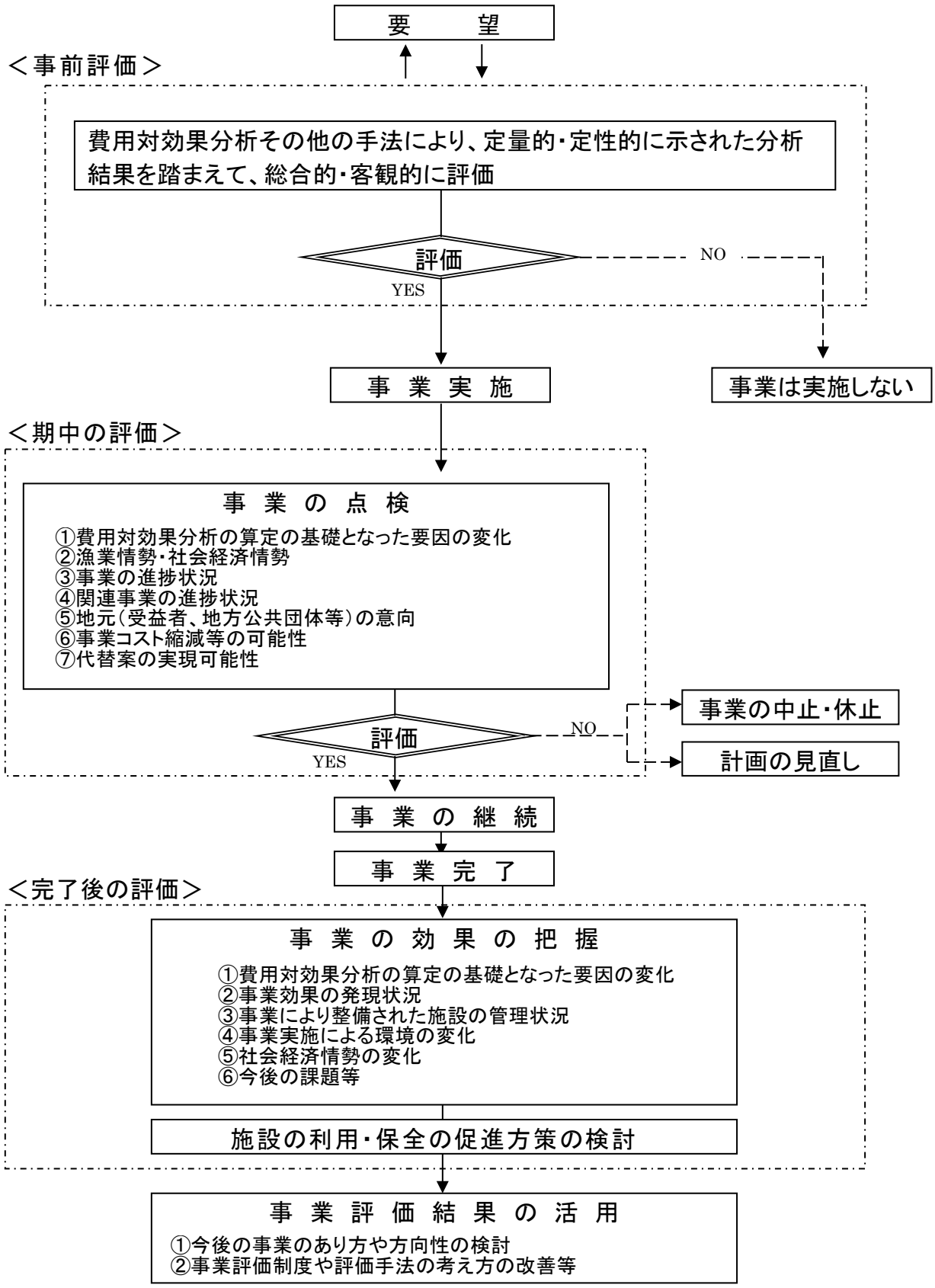

（別紙２）

＜事前評価のチェックリスト＞

（都道府県名：　　）　（所管：　　）　（地区名：　　）
（事業名：　　）

（１）必須項目

以下に示す必須項目は水産関係公共事業の共通項目であり、各項目について○又は×の評価を行う。

項　　目	内　　容	評価
１　事業の必要性	水産基盤整備事業にあっては、漁港漁場整備長期計画の内容に合致した計画になっているかを確認する。 漁港海岸事業にあっては、「津波、高潮、波浪、侵食等の海岸災害からの海岸の防護」、「海岸の防護とともに、海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用」を図る計画になっているかを確認する。	
２　事業採択要件	各補助金交付要綱、要領及び要領の運用等に記載された事業採択要件を満足しているか確認する。	
３　調　　査 事業を実施するために必要な基本的な調査	以下に掲げた項目についての基本的な調査が完了しているかを確認する。 ①利用面、防護面、施工面等から適切な位置を選定するための地理的条件、自然条件に関する基本的な調査 例）　周辺の深浅図、潮位、波浪、漂砂、背後地の状況等 ②施設の利用の見込み等に関する基本的な調査 例）　水産業の動向・将来予測、係船岸の利用、用地（水面を含む）の利用、港内静穏度（シミュレーション）、海岸の利用状況等 ③自然環境、生活環境等の周辺環境及びそれに与える影響の把握 例）　生息する動植物、水質・底質、藻場の分布等	
４　調　　整 事業を実施するために必要な調整	以下に掲げた項目についての調整が完了しているかを確認する。 ①地元との調整 地元漁業者、地元住民等の同意が得られているか。地域の声が反映されているか。 ②関係部局等との調整 関係都道府県、関係市町村、関係部局（隣接海岸、道路、河川、港湾、環境等）との事前調整が図られているか。	
５　事業の投資効果が十分見込まれること	費用便益比≧１．０であることを確認する。	

（2）優先配慮項目

水産関係公共事業（漁村整備事業を除く）

分類項目				評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目		小項目				
有効性	生産力の向上と力強い産地づくり	生産	水産資源の保護・回復	水産資源の維持・保全	A	当該海域において不足する水産資源の成長段階に応じた生育環境が確保され、かつ、不足する水産資源の生育環境のネットワーク化が期待される。	
					B	当該海域において水産資源の成長段階でみた場合に不足する生育環境の確保が期待される。	
					C	当該海域において水産資源の成長段階でみた場合に生育環境の維持・保全が期待される。	
					D	上記以外である。	
					－	該当なし。	
				資源管理諸施策との連携	A	当該事業が関係する地域における資源管理への取り組みや栽培漁業との連携の下に実施され、資源管理体制が構築されている。	
					B	今後、当該事業に関連する資源管理協定の締結または栽培漁業計画の作成を予定しており、資源の持続的利用が期待される。	
					C	当該事業において資源管理協定に向けた協議を開始している、または栽培漁業計画の作成を検討中である。	
					D	上記以外である。	
					－	該当なし。	
			漁家経営の安定（水産物の安定供給）	生産量の増産（持続・増産・下降抑制）	A	当該海域において、資源状態が悪化し生産量の減少が著しい魚種もしくは減少が懸念される魚種を対象に、生産量の持続化を図る施策である。	
					B	当該海域において、A以外の魚種を対象とし、資源量の減少の懸念がなく安定して増産が期待される施策である。	
					C	当該海域において、A以外の魚種を対象とし、資源量の減少の懸念がなく現在の生産量を維持していくための施策である。	
					D	上記以外である。	
					－	該当なし。	
				生産コストの縮減等（効率化・計画性の向上）	A	当該事業によって、効率的・計画的な漁業生産が実現され、大幅な生産コストの縮減が図られる。	
					B	当該事業によって、大幅な生産コストの縮減は期待できないが、今後の地域の漁業における効率化の進展や計画性の向上が見込まれる。	

分類項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
				C	当該事業による労働環境の改善等が期待される。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
		水域環境の保全・創造	水質・底質の維持・改善	A	当該事業によって、当該水域の水質・底質の改善が期待でき、水産資源の生息環境の保全・創造に資する取組である。	
				B	当該事業によって、当該水域の水質・底質の改善が期待される。	
				C	当該事業によって、当該水域における水質・底質の維持が期待される。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
			環境保全効果の持続的な発揮	A	当該事業による環境保全・水産資源の生息環境の保全・創造効果が持続的に発揮されるよう、海域環境の変動に順応した対策手法が導入されており、加えてこの効果が維持されるよう施設の管理体制の構築が期待される。	
				B	当該事業による環境保全効果が持続的に発揮されるよう、海域環境の変動に順応した対策手法が導入されている。	
				C	順応的な管理手法を導入した事業ではないものの、当該事業による環境保全効果の持続的な発揮が十分期待される取り組みである。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
		陸揚げ 荷捌き 集出荷 流　通 加　工	安全・安心な水産物提供	品質確保	A	衛生管理の強化によって、食品衛生法に基づく安全性の確保が期待され、衛生細菌の混入防止、及び、水産物の劣化防止が期待される。	
					B	衛生管理の強化によって、食品衛生法に基づく安全性の確保が期待され、衛生細菌の混入防止、または、水産物の劣化防止が期待される。	
					C	衛生管理の強化によって、食品衛生法に基づく安全性の確保が期待される。	
					D	上記以外である。	
					―	該当なし。	
				消費者への安定提供	A	水産物の流通安定化に向けたロットの確保につながる施策である。	
					B	陸揚げ・出荷時間ロス解消や漁港等における準備作業・漁船の休憩のための作業時間の短縮につながる施策である。	
					C		

分類項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
		漁業活動の効率化	漁港等の機能の強化	A	産地市場の統合化の推進につながる施策である。	
				B	周辺漁港との間で漁港の役割分担が明確であり、その役割を果たすための施策である。	
				C	役割分担が明確とは言えないものの、漁港等の利用上の機能の強化が期待される施策である。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
		労働環境の向上	就労改善等	A	生命財産の保全に加えて、高齢者の活動や女性の参画に配慮した施策であり、生産効率が高まることが期待される。	
				B	高齢者の活動や女性の参画や新規漁業者の参入に配慮した施策となっている。	
				C	漁業者の利便性の向上につながる施策である。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
		生活 生活者の安全・安心確保	定期船の安定運航	A	生活物資、人等を運搬する定期船の発着時の静穏度向上等による運航の安定化に資する施策となっている。	
				B	生活物資、人等を運搬する上で必要な規格の定期船が発着できる施策となっている。	
				C	生活物資、人等を運搬する定期船に求められる必要諸元に必ずしも対応していないが、定期船の航路確保につながる施策となっている。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
			災害時の緊急対応	A	地域防災協議会が組織される等、ハード面・ソフト面の一体的な取り組みが行われ、効率的かつ効果的な防災活動が期待される。	
				B	地域防災協議会が組織される等、効率的かつ効果的な防災活動が期待される。	
				C	地域防災協議会の組織化等が期待される。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
	漁業の成長力強化	漁業の生産性向上	生産量等の拡大・安定化や効率化等	A	新たな生産活動や大規模な増産、生産性の大幅な向上が見込まれ、具体的な目標が設定されている。	
				B	生産量の増加、生産性の向上が見込まれ、具体的な目標	

分類項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
					が設定されている。	
				C	生産量の増加、生産性の向上が見込まれる。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
		水産物流通に与える効果	水産物流通量等の拡大・安定化や効率化、水産物の販路や輸出拡大等	A	水産物の新たな販路構築等により流通量等の大幅な拡大が見込まれ、具体的な目標が設定されている。	
				B	水産物の新たな販路構築等により流通量等の拡大が見込まれ、具体的な目標が設定されている。	
				C	水産物の新たな販路構築等により流通量等の拡大が見込まれる。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
		地域経済に与える効果	加工場等関連産業の集積、雇用者数増加、交流人口の増加等	A	民間の新規投資等の計画があり、地域経済の大幅な規模拡大が見込まれ、具体的な目標が設定されている。	
				B	民間の新規投資等の計画があり、地域経済の規模拡大が見込まれ、具体的な目標が設定されている。	
				C	民間の新規投資等の計画があり、地域経済の規模拡大が見込まれる。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
効率性	コスト縮減対策		計画時におけるコスト縮減対策の検討	A	既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策であり、コスト縮減が期待される。	
				B	既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策である。	
				C	新規整備による効果のみを期待する施策である。	
				D	上記以外である。	
事業の実施環境等	他計画との整合		地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	A	当該事業が、他の水産関連計画の推進につながるものと期待される、又は都道府県や市町村の国土強靱化地域計画との整合性が図られている。	
				B	当該事業が、他の公共事業計画の推進につながるものと期待される。	
				C	当該事業が、他計画の妨げとなることのないよう十分留意した計画となっている。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
	他事業との調整・連携		他事業との調整・連携	A	水産振興計画等に位置づけられる他事業との連携効果が期待される。	

分類項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
				B	水産振興計画等に位置づけられない他事業との連携により、事業目的にあった連携効果が期待される。	
				C	事業目的とは別に他事業との連携効果が期待される。	
				D	上記以外である。	
				－	該当なし。	
	循環型社会の構築		リサイクルの促進等	A	リサイクル材、木材等の活用が見込まれ、持続可能な環境保全が期待される施策である。	
				B	リサイクル材、木材等の活用は見込まれないが、持続可能な環境保全が期待される施策である。	
				C		
				D	上記以外である。	
				－	該当なし。	
	環境への配慮		生態系への配慮等	A	事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するだけでなく、事業実施により現状の自然環境の改善にも配慮した施策となっている。	
				B	事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するよう十分に配慮した施策である。	
				C		
				D	上記以外である。	
	多面的機能発揮に向けた配慮		多面的機能の発揮	A	事業目的以外の多面的機能の発揮を積極的に図っている施策である。	
				B	事業目的以外の多面的機能の発揮が期待できる、又は、機能の発揮が期待できるよう十分な配慮がなされた施策である。	
				C		
				D	上記以外である。	
				－	該当なし。	

漁村整備事業

分類項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
有効性	安全・安心で快適な漁村の形成	衛生を含む生活環境や労働環境の改善	生活・労働環境の向上（都市との格差是正）	A	地域住民等による取組との連携の下、安全性、快適性等生活・労働環境の向上効果が見込まれる計画となっている。	
				B	安全性、快適性等生活・労働環境の向上効果が見込まれる計画となっている。	
				C	安全性、快適性等生活・労働環境のいずれかの向上効果が見込まれる計画となっている。	
				D	上記以外である。	
				―	該当なし。	
		防災力の向上	ハード面・ソフト面一体的な防災対策	A	地域防災協議会等の設置を通じ、ハード面・ソフト面一体的な地域防災力の向上を図る計画となっている	
				B	ハード面・ソフト面一体的な地域防災力の向上を図る計画となっている。	
				C	ハード面の整備により、地域防災力の向上を図る計画となっている。	
				D	上記以外である。	
				―	該当無し。	
	地域の特性を活かした意欲ある取り組みの推進	良好な景観の形成や文化等への配慮	景観形成と地域特性への配慮	A	地域住民等による取組との連携の下、伝統文化の保全・継承に配慮した上で、良好な漁村景観の保全・形成に資する計画となっている。	
				B	伝統文化の保全・継承に配慮した上で、良好な漁村景観の保全・形成に資する計画となっている。	
				C	良好な漁村景観の保全・形成に資する計画となっている。	
				D	上記以外である。	
				―	該当無し。	
		都市との交流等	交流の促進等	A	地域の特性を活かした多様な主体の取組と連携し、都市との交流等による活力あるコミュニティーの形成に資する計画となっている。	
				B	地域の特性を活用し、都市との交流等による活力あるコミュニティーの形成に資する計画となっている。	
				C	都市との交流等による活力あるコミュニティーの形成に資する計画となっている。	
				D	上記以外である。	
				―	該当無し。	
効率性	コスト縮減対策		計画時におけるコスト縮減対策の検討	A	既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策であり、コスト縮減が期待される。	
				B	既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策である。	
				C	新規整備による効果のみを期待する施策である。	

分類項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
				D	上記以外である。	
事業の実施環境等	他計画との整合		地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	A	当該事業が、他の水産関連計画の推進につながるものと期待される、又は都道府県や市町村の国土強靱化計画との整合性が図られている。	
				B	当該事業が、他の公共事業計画の推進につながるものと期待される。	
				C	当該事業が、他計画の妨げとなることのないよう十分留意した計画となっている。	
				D	上記以外である。	
				－	該当なし。	
	他事業との調整・連携		他事業との調整・連携	A	水産振興計画等に位置づけられる他事業との連携効果が期待される。	
				B	水産振興計画等に位置づけられない他事業との連携により、事業目的にあった連携効果が期待される。	
				C	事業目的とは別に他事業との連携効果が期待される。	
				D	上記以外である。	
				－	該当なし。	
	循環型社会の構築		リサイクルの促進等	A	リサイクル材、木材等の活用が見込まれ、持続可能な環境保全が期待される施策である。	
				B	リサイクル材、木材等の活用は見込まれないが、持続可能な環境保全が期待される施策である。	
				C		
				D	上記以外である。	
				－	該当なし。	
	環境への配慮		生態系への配慮等	A	事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するだけでなく、事業実施により現状の自然環境の改善にも配慮した施策となっている。	
				B	事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するよう十分に配慮した施策である。	
				C		
				D	上記以外である。	
	多面的機能発揮に向けた配慮		多面的機能の発揮	A	事業目的以外の多面的機能の発揮を積極的に図っている施策である。	
				B	事業目的以外の多面的機能の発揮が期待できる、又は、機能の発揮が期待できるよう十分な配慮がなされた施策である。	
				C		
				D	上記以外である。	
				－	該当なし。	

漁港海岸事業

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
有効性	防護	生命・財産についての安全性確保	波・高潮に対する安全の検討	A	当該海岸保全施設整備、及び老朽化対策により、想定津波高や計画高潮位に対する所要の安全性が確保され、評価の結果、目標とする防護面積・人口の達成あるいは回復が図られる等、背後地の被害の軽減が十分図られる。	
				B	当該海岸保全施設整備、及び老朽化対策のみでは、想定津波高や計画高潮位に対する所要の安全性の確保は困難なものの、一定の安全性は確保され、評価の結果、一定程度の防護面積・人口の増加あるいは回復が見込まれる等、背後地の被害の軽減が図られる。	
				C		
				D	上記以外の計画である。	
				―	該当なし。	
			ソフトと一体となった防災対策の有無	A	海岸事業で行うソフト対策と、地域防災計画に基づく津波または高潮に対する防災体制の整備、避難地の確保、的確な避難誘導のための住民への情報提供等の対策が調和・整合し、市町村一体となったソフト対策が講じられる。	
				B	海岸事業で行うソフト対策、又は、地域防災計画に基づく津波または高潮に対する防災体制の整備、避難地の確保、的確な避難誘導のための住民への情報提供等の対策が講じられる。	
				C	海岸事業で行うソフト対策、又は、地域防災計画に基づく津波または高潮に対する防災体制の整備、避難地の確保、的確な避難誘導のための住民への情報提供等の対策を、今後講じていく予定である。	
				D	上記以外の計画である。	
				―	該当なし。	
			耐震化の検討	A	特に地震対策が必要な地域において、想定する地震に対して対策が行われる計画である。	
				B	特に地震対策が必要な地域ではないが、過去の地震による被災などに基づき地震対策が必要とされる地域において耐震対策を行う計画である。	
				C		
				D	上記以外の計画である。	
				―	該当なし。	
		侵食に対する国土の保全	海岸侵食の防護・回復対策	A	過去の汀線の回復を図る計画となっている。	
				B	本事業では現状の汀線の防護を図ることとしているものの、最終目標としては、過去の汀線回復を図ることを目標とした計画となっている。	
				C	現状汀線の防護を図る計画である。	
				D	上記以外の計画である。	
				―	該当なし。	
	環境・利用	良好な海岸環境の保全に対する配慮	自然環境・景観への配慮	A	学識者や地元住民などの第 3 者の意見、自然環境、景観などの海岸環境に関する文献などを参考にした上で、自然環境あるいは景観に配慮した整備を行う計画である。	

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
				B	自然環境、景観などの海岸環境に関する文献などを参考にした上で、自然環境あるいは景観に配慮した整備を行う計画である。	
				C	海岸管理者単独で自然環境や景観などの海岸環境に配慮した整備を行う計画となっている。	
				D	上記以外の計画である。	
				―	該当なし。	
		海辺に親しめる環境保全・創出	親水性の向上	A	人々が海辺に近づくことにより、親水性を確保できる計画となっている。	
				B	人々が海辺に近づくことができないものの、海を見ることができるなど、何らかの形で親水性に配慮した計画となっている。	
				C	今後、人々が海辺に親しむことのできる海岸の延長に繋がる計画である。	
				D	上記以外の計画である。	
				―	該当なし。	
効率性	コスト縮減対策		計画時におけるコスト縮減対策の検討 （既存ストックの多機能化）	A	既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策であり、コスト縮減が期待される。	
				B	既存ストックの有効活用等を含めた総合的な施策である。	
				C	新規整備による効果のみを期待する施策である。	
				D	上記以外とする。	
事業の実施環境等	他計画との整合		地域の水産関連計画等との整合性及び地元調整	A	当該事業が、他の水産関連計画の推進につながるものと期待される、又は都道府県や市町村の国土強靱化地域計画との整合性が図られている。	
				B	当該事業が、他の公共事業計画の推進につながるものと期待される。	
				C	当該事業が、他計画の妨げとなることのないよう十分留意した計画となっている。	
				D	上記以外とする。	
				－	該当なし。	
	他事業との調整・連携		他事業との調整・連携	A	水産振興計画等に位置づけられる他事業との連携効果が期待される。	
				B	水産振興計画等に位置づけられない他事業との連携により、事業目的にあった連携効果が期待される。	
				C	事業目的とは別に他事業との連携効果が期待される。	
				D	上記以外とする。	
				―	該当なし。	
	循環型社会の構築		リサイクルの促進等	A	リサイクル材、木材等の活用が見込まれ、持続可能な環境保全が期待される施策である。	
				B	リサイクル材、木材等の活用は見込まれないが、持続可能な環境保全が期待される施策である。	
				C		
				D	上記以外とする。	
				－	該当なし。	

評価項目			評価指標	判定基準		評価
大項目	中項目	小項目				
	地域に与える効果		産業誘発効果等	A	整備施設の活用により地域産業誘発効果等が期待され、域内外に波及効果が期待できる。	
				B	整備施設の活用により地域産業誘発効果等が期待されるものの、域内にのみ波及効果がある。	
				C		
				D	上記以外とする。	
	環境への配慮		生態系への配慮等	A	事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するだけでなく、事業実施により現状の自然環境の改善にも配慮した施策となっている。	
				B	事業実施時に生態系等の自然環境への影響を抑制するよう十分に配慮した施策である。	
				C		
				D	上記以外とする。	
	多面的機能発揮に向けた配慮		多面的機能の発揮	A	事業目的以外の多面的機能の発揮を積極的に図っている施策である。	
				B	事業目的以外の多面的機能の発揮が期待できる、又は、機能の発揮が期待できるよう十分な配慮がなされた施策である。	
				C		
				D	上記以外とする。	
				―	該当なし。	

（別紙３）

期中の評価の評価項目

指標	評価項目
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	・採択時の総費用、総便益及び分析結果 ・期中の評価時の総費用、総便益及び分析結果 ・便益項目
漁業情勢、社会経済情勢	
漁業情勢及び漁港施設、漁場施設等の利用状況と将来見通し	・計画策定後の利用漁船数、漁業生産量、漁業生産額の状況の当初想定との相違と将来見通し ・漁業形態、流通形態について当初想定との相違と将来見通し ・漁港施設等の利用状況について当初想定との相違と将来見通し
漁業集落の概況及び海岸保全施設、生活環境施設等の利用状況と将来見通し	・計画策定後の漁業集落に関わる社会経済状況、自然状況の当初想定との相違と将来見通し ・集落形態、地区産業の形態について当初想定との相違と将来見通し ・生活環境施設等の利用状況について当初想定との相違と将来見通し ・防護人口・資産について当初想定との相違と将来見通し ・背後地の土地利用形態、地域計画等について当初想定との相違と将来見通し
事業の進捗状況	・現時点までの進捗状況、今後の資金計画、整備スケジュール及び計画完了時の達成予測等
関連事業の進捗状況	・関連する他の事業との整備スケジュールの整合性と進度、整備における連携の可能性
地元（受益者、地方公共団体等）の意向	・地元の意向
事業コスト縮減等の可能性	・新技術、新工法、新材料等の導入によるコスト縮減の可能性 ・計画手法及び設計方法の見直しによるコスト縮減の可能性 ・事業工程の見直しによる事業の効率化に伴う事業コストの縮減 ・関連する他の事業との連携によるコスト縮減の可能性
代替案の実現可能性	・代替案の実現可能性